

北空知衛生センター組合非常勤職員取扱規則

平成31年3月11日  
組合規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、一般職に属する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の任用手続、給与及び勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 非常勤職員の勤務時間は、別表のとおりとする。

(報酬等)

第3条 非常勤職員に対して給与として報酬及び通勤費弁償報酬を支給するものとし、報酬の支給単位は、月額とする。

2 基本報酬の額は、別表のとおりとする。

3 通勤費弁償報酬の額は、通勤に要する交通費相当額とし、深川市職員給与条例（昭和38年深川市条例第9号）第13条に準じ支給する。

(任用、給与及び身分取扱等)

第4条 北空知衛生センター組合の非常勤職員の任用及び身分取扱等については、別に定めがあるものを除くほか、深川市非常勤職員取扱規則（平成2年深川市規則第7号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

職名	勤務条件			基本報酬 (月額)
	勤務すべき日	勤務時間 (休憩時間)	週勤務時間	
一般廃棄物専門調査員	週5日	9:00～16:45 (45分)	35:00	158,150円